

※1「医師の同意書」は、同意書の有効期間内(6ヶ月間)における2回目以降の申請においては、添付を省略することができます。ただし、「変形徒手矯正術」については、同意書の有効期間は1ヵ月とされており、申請の都度必ず同意書の添付が必要です。

※2「医師の同意書」の有効期間を超えて更に施術を受ける場合は、医師の診察を受けたうえで、あらためて交付された医師の同意書を添付する必要があります。

※3 施術報告書交付料の申請がある場合のみ、施術報告書(写)添付が必要です。